平成２２年（フ）第２５１４号
札幌市東区北49条東３丁目２番13号　新田マンション７号
債務者　箱崎　由春
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　宙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１２２号
神奈川県横浜市中区山元町５丁目228番地
債務者　相内　一郎
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　正男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月18日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２８号
熊本市馬渡２丁目９番27号
債務者　山中　英生
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本猪智郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２８２号
佐賀県佐賀市天神１丁目２番59―202号
債務者　長塩　奉子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半田　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
佐賀県佐賀市本庄町大字鹿子1791番地
債務者　藤松　茂一
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　律雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５４号
熊本市小島下町5073番地１
債務者　森　喜代子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河津　典和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２６号
富山県高岡市野村1529番地３　ルミネＴｏｋｉｍａｒｕ２－Ｅ号
債務者　橋本　清之
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越後　雅俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月16日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１３８４７号
東京都江東区豊洲３－５－３－224
債務者　山本　栄弘
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　康平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４００３号
神奈川県川崎市幸区新川崎３－１－1016
債務者　千田　一美（旧姓山本・飯田）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　康平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５３号
岩手県奥州市水沢区羽田町字室ノ木26番地１カムリシティ羽田Ｅ棟101号室、旧住所岩手県奥州市水沢区羽田町字化石24番地25
債務者　佐藤　悦朗
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第５６号
岩手県奥州市江刺区栄町11番37号、旧住所岩手県奥州市江刺区岩谷堂字下苗代沢602番地19
債務者　伊藤　大喜
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１８９１号
埼玉県蓮田市東３丁目４番25号　粟井ハイツＣ号
債務者　國場かおり
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５４号
埼玉県志木市下宗岡１丁目20番２号　ＷＪ・ＳーⅢハイツ203号
債務者　白鳥　　猛
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５５号
埼玉県志木市下宗岡１丁目20番２号　ＷＪ・ＳーⅢハイツ203号
債務者　白鳥　　茂
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７２号
埼玉県朝霞市東弁財３丁目15番14号　志お美荘102、住民票上の住所埼玉県朝霞市三原３丁目２番36号　エクランⅡ201
債務者　小河　智紀
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３１６号
埼玉県越谷市東大沢１丁目46番地４　メゾンアイリス303
債務者　東　　雅子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
埼玉県吉川市大字保833番地５
債務者　大原　俊男
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係